

大雨シーズンを前に 災害に対する備えを



もうすぐ梅雨入りです。大雨による災害が心配される季節となります。

昨年7月に発生した九州北部豪雨など、大規模災害は、いつ、どこで起こるか予測できません。

大雨シーズンを前に、災害に対する早めの備えをしておきましょう。



平成16年台風15号 豊浜町和田地区

1 事前の備え

○住んでいる場所が洪水や土砂災害などの恐れがあるかどうか、あらかじめ確認しておく。

※市の総合防災マップ
プや県ホームページがわ防災webページがわ防災webページに掲載している河川浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの情報を活用ください。

○災害に備え、避難場所や避難経路などを日ごろから確認しておく。

○避難場所や連絡方法などを家族で話し合っておく。

2 雨が降り始めたら

○雨量や河川水位に関する情報に注意する。

○対象地域に避難勧告が発令された場合は、直ちに避難する。

○夜間に大雨となることが予想される場合は、暗くなる前に避難する。

○急な豪雨など緊急の場合や避難途中で危険を感じた場合は、頑丈な建物の2階など、少しでも安全な場所に避難する。

3 防災に関する情報の入手方法

○雨量や河川水位、土砂災害、警戒情報
県ホームページがわ防災webページがわ防災webページ

○避難情報
市防災行政無線による放送や観音寺ホッとメール、市ホームページ「防災情報」

※観音寺ホッとメールの登録方法については、広報かんおんじ5月号11ページでご確認ください。

○配信内容
○香川県防災情報メール
携帯電話やスマートフォンに高松地方気象台が発する気象情報や市町が発令する避難勧告等の情報を配信(地域や情報を選択可)。

○配信項目
気象情報等 気象警報・注意報、土砂災害警戒情報、洪水予報、氾濫危険水位到達情報、記録的短時間大雨情報、地震情報、津波情報、竜巻注意情報

○避難情報
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)

○登録方法

① <http://info.bosai.kagawa.jp/>へ接続し、登録(変更)解除)を選択

(下記QRコードからもアクセス可能)

② メール作成画面が表示されるので、そのまま送信

③ 自動送信されるメール本文のURLに接続

④ 利用規約を読み「同意する」を選択

⑤ 表示される画面の案内に従い、配信を希望する地域と情報を選択

⑥ 配信内容確認画面で「登録」を選択

⑦ 設定完了画面で「正常に登録されました」が表示されれば登録終了

○注意
登録は無料ですが、携帯電話等の通話料やパケット料は登録者の負担です。

問い合わせ先

危機管理課 23-13940

香川県防災情報メールについて
香川県危機管理課危機管理グループ
087-832-13187

倒壊等の危険性が高い空き家について 除却費用の一部を補助します



- 補助対象となる空き家(次の要件を全て満たすもの)
 - ・市内にある空き家で、住宅の腐朽破損の程度が市で定めた基準を超えていること
 - ・周辺住環境に悪影響を与えている、またはその恐れがあること
 - ・補助金の交付決定前に除却工事に着手していないこと
 - ・除却に係る他の補助金等の交付を受けていない、または受ける予定がないこと
 - ・公共事業等による移転や建て替え等の補償の対象となっていないこと
 - ・国や地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないもの
 - ・不動産販売または不動産貸し付け、駐車場運営等のために除却を行うものでないこと
 - ・同一敷地内において、当該補助金の交付を受けて老朽危険空き家の除却を行っていないこと

- 補助対象者
補助対象住宅の所有者または法定相続人
(補助対象者の世帯全員が市税を滞納していないこと)

- 補助対象工事
補助を受けようとする年度の1月末日までに完了する除却工事(一部のみを除却する工事や建て替えを目的とした工事は対象外)
- 補助金の額
補助対象事業費または国が定める標準除却工事費のいずれか少ない額の5分の4(限度額160万円)
- 対象戸数
予算の範囲内で7戸程度(年間)
- 手続き上の注意
 - ・補助を希望する場合は、必ず事前にご相談ください(所有者や相続人の確認ができるものが必要)。
 - ・補助申請を行う場合には、補助金交付申請書のほかに複数の書類が必要です。詳しくは、事前相談の際にお問い合わせください。
 - ・申請書等は事前相談の際にお渡しします。

- 受付期間
7月2日(月)～31日(火)
事前相談は随時受け付けています。
- 申し込み・問い合わせ先
地域支援課 ☎23-3949

空き家対策セミナー(無料)

空き家の適切な管理や活用方法、相続する際の注意点などについて、専門の講師によるセミナーを開催します。セミナーの後には、個別の無料相談会(組数限定)も予定していますので、ぜひご参加ください。

- 日 時 7月14日(土)午後2時～午後5時
(個別相談 午後4時～午後5時)
- 場 所 高松テルサ3階大会議室
- 定 員 100人(先着申し込み順)
- 受付期間 セミナー 随時受け付け
個別相談会 6月1日(金)～29日(金)
- 申し込み方法 住所、氏名、連絡先を記入の上、下記へ申し込み(個別相談希望者は、相談概要を記載の上、セミナーと同時に申し込み)
- 申し込み・問い合わせ先
香川県土木部住宅課住生活企画グループ
☎087-832-3583
☎087-806-0239
✉jutaku@pref.kagawa.lg.jp

「住まいの耐震化」 無料相談会(補助金手続きの説明会)

経験豊富な建築士が「住宅の耐震化」について、皆さんの疑問にお答えします。また、補助金の説明や受付も行います。

- 日 時 7月17日(火)
予約制です。電話でお申し込みください。定員を超えた場合は、締め切ります。
- 場 所 市役所2階201会議室
- 対 象 昭和56年5月以前に建てられた住宅(借家を含む)にお住まいの人
※枠組壁工法やプレハブ認定工法などの特別な工法で建てられた住宅は対象外
- 持参物 住宅の間取り等の図面、住宅の写真
固定資産税課税明細書、印鑑(認め印)
- 申し込み・問い合わせ先
建設課 ☎23-3942

地域包括ケアシステムの構築に向けて

75歳以上の人が高齢者全体の6割に

本市では、団塊の世代が75歳に到達する平成37(2025)年に、高齢化率34.1%、後期高齢化率20.2%に達することが見込まれています。一般的に75歳以上の人は、65歳以上75歳未満の人と比べ、介護が必要な状態になりやすいといわれており、今後、医療・介護が必要な人が、ますます増えることが予想されています。

将来の住まいと介護サービスの利用(右図)

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、「介護が必要になっても、できる限り現在の住まいや地域に住み続けたい」と回答した人が37%と最も多くなっています。

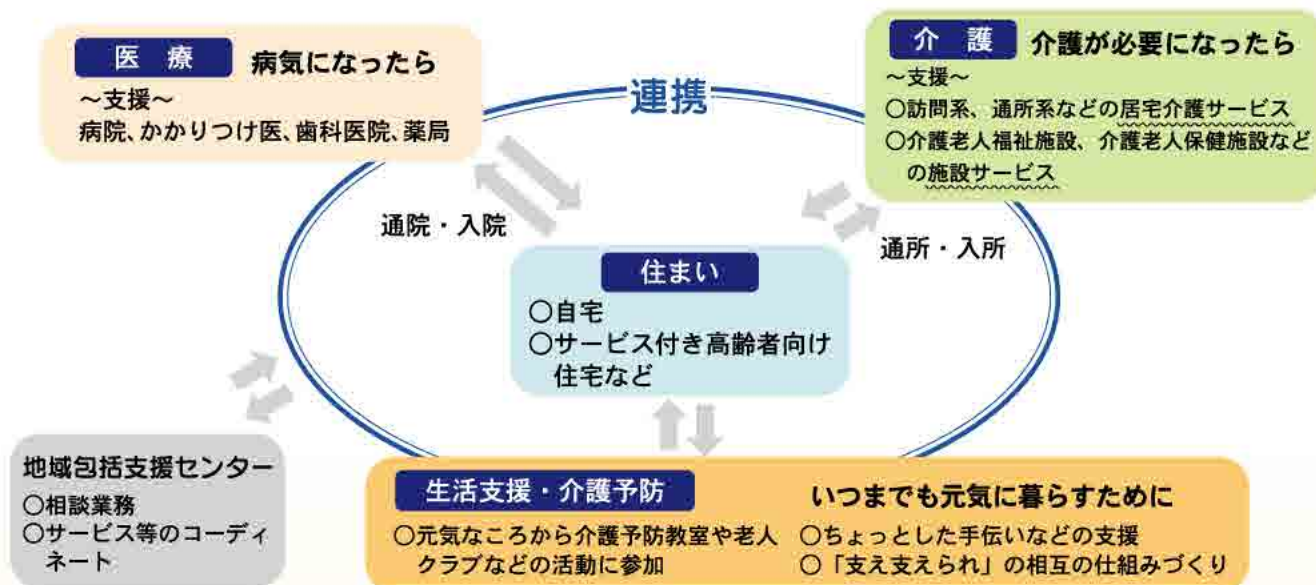
一人暮らしの高齢者数が増加

一人暮らしの高齢者数も今後増加し、高齢者のみの世帯も増えていくと予想されます。介護が必要な人が増えれば、支える人が今以上に必要になります。

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを

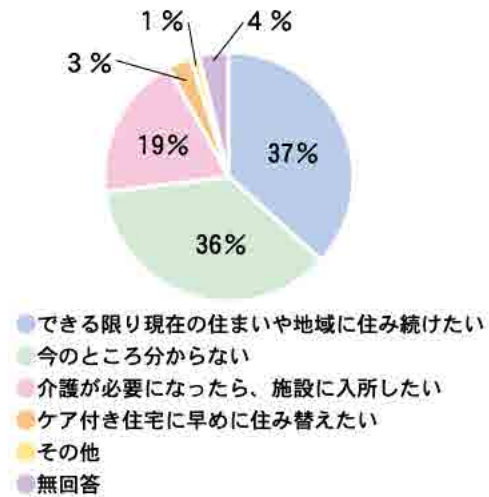
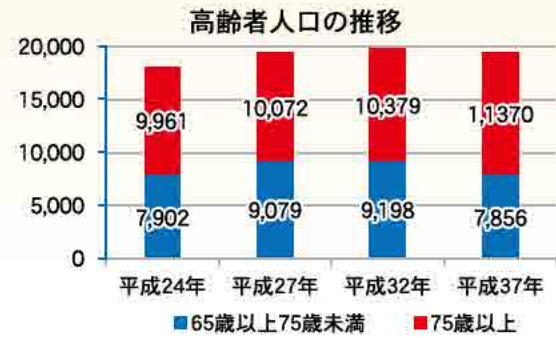
多くの高齢者が、核家族化の進展など社会構造が変わっても、「できるだけ住み慣れた地域で暮らしたい」と思っています。自分たちが生まれ育ち、長く暮らしてきた場所で生活したいと思うのは当たり前のことです。できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される体制(地域包括ケアシステム)づくりを進めていかなければなりません。今後、さまざまな取り組みを、広報でお伝えしていく予定です。

地域包括ケアシステムのイメージ



問い合わせ先 高齢介護課地域包括支援センター ☎25-7791

～第7期介護保険事業計画から一部抜粋～



6月1日は人権擁護委員の日

人権課 ☎23-3928

人権擁護委員を知っていますか？

ことしは昭和23年に人権擁護委員制度が発足してから70周年にあたります。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、現在、全国の市町村に約1万4千人が配置され、地域に密着した活動を行っています。

人権擁護委員の活動の一つに、人権相談があります。家庭内の問題(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続など)や、隣近所とのもめ事、差別問題などを人権擁護委員や人権相談所で相談できます。

本市でも、毎月特設相談所を設け、相談日を広報かんおんじ「相談あれこれ」のコーナーに掲載しています。相談は無料で、相談内容等の秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

人権擁護委員

地域	氏名
観音寺地区	五味 勲
	西山 節子
	秋山 和代
	三宅 敬子
	吉田千恵子
	黒島ひとみ
大野原地区	小山 利幸
	藤岡 修
	竹内 保壽
豊浜地区	石川 太郎
	三好 久恵
	川上 裕子
	山縣 正
	石川 昌幸
	阪上 耕造

平成30年4月1日現在
(敬称略・順不同)



特設人権相談

- 6月の相談日
- 6月1日(金)午前10時～午後3時
ふれあい文化センター
 - 6月14日(木)午前10時～午後3時
大野原いきいきセンター



子どもの人権110番

- いじめや体罰、虐待など子どもに関する相談電話です。
- ☎0120-007-110
(フリーダイヤル)



女性の人権ホットライン

- 夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などに関する相談電話です。
- ☎0570-070-810
(ナビダイヤル)



みんなの人権110番

- 差別や虐待、パワーハラスメント等、さまざまな人権問題についての相談電話です。
- ☎0570-003-110
(ナビダイヤル)



インターネット人権相談

- 人権相談をインターネットでも受け付けています。携帯電話からも相談できます。
- パソコン・スマートフォン・携帯電話
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

インターネット人権相談